

宮 城 県 公 報

令和 8 年 8 月 25 日（火）
号外第 34 号

目 次

選挙管理委員会

- 気仙沼市議会議員一般選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決（選挙管理委員会事務局）

宮選管告示第43号

令和8年4月26日執行の気仙沼市議会議員一般選挙に係る当選の効力に関し、気仙沼市本吉町津谷館岡79番地1 遠藤秀和から申立てのあった審査の申立てについて、当委員会は、令和8年8月24日次のとおり裁決した。

令和8年8月25日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

裁 決 書

審査申立人 住所 気仙沼市本吉町津谷館岡79番地1
氏名 遠 藤 秀 和

上記審査申立人が令和8年6月26日付けで提起した令和8年4月26日執行の気仙沼市議会議員一般選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てについて、宮城県選挙管理委員会は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

用 語 等

以下、本裁決書で使用する用語は次のとおりとする。ただし、「証拠」における記載は除く。

用 語	意味等
公選法	公職選挙法（昭和25年法律第100号）
準用行審法	公選法第216条第2項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）
民法	民法（明治29年法律第89号）
申立人	審査申立人 遠藤 秀和
当委員会	宮城県選挙管理委員会
市選管	気仙沼市選挙管理委員会
本件選挙	令和8年4月26日執行の気仙沼市議会議員一般選挙
原決定	本件選挙に係る当選の効力に関する異議の申出を認容し、申立人の当選を無効とする令和8年6月8日付けの市選管の決定
決定書	原決定に係る決定書
本件申立て	令和8年6月26日付けで申立人から当委員会に提起された審査の申立て
審査申立書	令和8年6月26日付けで申立人から当委員会に提出された審査申立書
弁明書	令和8年7月6日付けで市選管から当委員会に提出された弁明書
反論書	令和8年7月21日付けで申立人から当委員会に提出された反論書
気仙沼市宅	申立人が令和4年11月4日以降住民登録をしている気仙沼市本吉町津谷館岡79番地1の住宅
登米市内宅	申立人の妻、長男、次男及び妻の母が居住する登米市内の住宅

宿泊日数	申立人が気仙沼市宅に夜間寝泊まりした日数
本件期間	令和8年1月26日から本件選挙の期日である同年4月26日まで（91日間）
本件期間前半	令和8年1月26日から同年3月中旬までの期間
本件期間後半	令和8年3月中旬から本件選挙の期日である同年4月26日までの期間
補助資料（別冊）	原決定における申立人の供述や市選管の推定、申立人が反論書に添付して提出した資料等を基に当委員会が作成した、気仙沼市宅における30分ごとの電気使用量や宿泊日数に関する供述の状況、気仙沼市における最高気温、平均気温、最低気温の状況を一覧化した資料
口頭意見陳述	当委員会が令和8年8月5日に実施した本件申立てに係る口頭意見陳述

また、本裁決書で引用する判決は次のとおりである。

用 語	判 決
昭和23年最高裁	最高裁判所昭和23年12月18日判決
昭和29年最高裁	最高裁判所昭和29年10月20日判決
昭和35年最高裁	最高裁判所昭和35年3月22日判決
平成9年最高裁	最高裁判所平成9年8月25日判決
令和3年東京高裁	東京高等裁判所令和3年12月23日判決

事案の概要

本件選挙における当選人である申立人の当選の効力に関し、公選法第206条第1項の規定により、令和8年5月8日付けで市選管に対して異議の申出がなされた。

市選管は同年6月8日付けで当該異議の申出を認容し、申立人の当選を無効とする旨の決定をした。

申立人は原決定を不服として、公選法第206条第2項の規定により、同月26日付けで当委員会に対し、原決定の取消しを求めて本件申立てを提起したものである。

申立人及び市選管の主張の要旨

1 申立人の主張の要旨

申立人から提出のあった審査申立書、反論書及び口頭意見陳述における陳述を要約すれば、申立人の主張は次のとおりである。

- (1) 公選法第9条第2項の「住所」とは民法第22条の「生活の本拠」を意味し、住所認定に当たっては、居住状況、地域社会との結び付き、社会活動、家財道具の配置状況、日常生活の実態、滞在頻度等を総合的に判断すべきである。
- (2) 申立人は、気仙沼市本吉町に生まれ育ち、旧本吉町役場職員（その後、合併により気仙沼市役所職員）を経て、気仙沼市議会議員として議員活動、政治活動、地域活動及び後援会活動等を行ってきた。気仙沼市との人的・社会的結び付きは深く、生活の中心は気仙沼市にある。
- (3) 気仙沼市宅については賃貸借契約が継続しており、家財道具や日用品等も備わっているため一般的な生活を営むことが可能な環境にある。また、新聞購読、郵便物確認、地区振興会役員としての活動、地域行事参加及び近隣住民による目撃等もあり、同宅は単なる名義上の住所ではない。
- (4) 原決定は、生活の本拠の認定に当たり形式上は総合判断を標榜していながら、電気使用量及びその分析に基づく宿泊日数に過度に依拠し、地域活動、政治活動、議員活動、地域社会との結び付き、居宅維持、郵便物及び新聞購読等を十分に評価していない。
- (5) 市選管は宿泊日数の認定に当たり、午後7時から翌日午前7時までのいずれかの時間帯における、1時間当たり0.1kWhを超える電気使用量の有無を基準としているが、0.1kWhを基準とする合理性、誤差範囲及び待機電力との関係性は立証されていない。また、申立人が令和8年3月6日に気仙沼市宅

に宿泊したにもかかわらず1時間当たり0.1kWh程度しか使用されなかったこと、及び同年7月4日から6日にかけて同宅に宿泊し電気使用量を確認した実証実験でも同様の結果となったことから、電気使用量だけでは居住実態を証明できない。むしろ、宿泊日数について市選管は待機電力使用量から48日と推認しているが、これは申立人が供述した50日と概ね一致しており、申立人の供述を裏付けている。

- (6) 申立人は、義父が亡くなった令和6年6月以降、本格的に気仙沼市宅と登米市内宅を往来する二拠点生活を送ることとなったが、登米市内宅への宿泊は、主に次男の重度障害に伴う介護及び生活支援等のためであり、住所移転を意味するものではない。さらに、本件期間中に気仙沼市宅以外で宿泊したのは、妻の新型コロナウイルスへの感染、三男の職場復帰支援、伯母の退院及び住宅改修への対応等によるものであり、これらは住所の認定に当たり「特別な事情」として考慮されるべきである。
- (7) 現代社会では、二拠点居住、介護、就労等に伴う多様な生活形態が存在し、また、地方議会議員のなり手不足が深刻化する中で住所要件を過度に形式的に適用することは適切ではなく、これら社会実態を踏まえた柔軟な住所認定が必要である。
- (8) 以上により、原決定は自ら認定した客観的事実との整合性を欠き、経験則及び論理則に反する判断であることから、違法又は不当である。

2 市選管の主張の要旨

市選管から提出のあった弁明書及び口頭意見陳述における陳述を要約すれば、市選管の主張は次のとおりである。

- (1) 公選法上の住所は、民法第22条の「生活の本拠」を意味し、「その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である」(平成9年最高裁)、「滞在場所が昼夜で異なることが多い場合には、夜間寝泊まりをしている場所を中心として検討するのが相当である」(令和3年東京高裁)との判例のとおり判断したものである。
- (2) 市選管は、申立人が供述した宿泊日数の信用性を判断するための客観的証拠として電気使用量を分析したのであり、また生活の本拠の認定に当たっては気仙沼市宅の内部調査、近隣住民等への聞き取り、水道及びガスの使用状況、申立人の供述資料、家族状況等と総合して判断したものである。
- (3) 電気使用量に基づく宿泊日数の認定に当たり、1時間当たり0.1kWhを基準としたのは、専門家の意見に基づくものではなく、科学的・絶対的な判定基準と言えるものではないが、申立人が市議会出席により確実に不在であると確認できる日の電気使用量を踏まえ、宿泊可能性を推察するために採用した基準である。
- (4) 申立人の供述した宿泊日数50日と、市選管が電気使用量から推定した宿泊日数48日とは概ね一致している。特に令和8年1月26日から同年2月28日までの宿泊頻度は低く、本件期間の始期から相当期間、気仙沼市宅を起居寢食の中心としていたとは認め難い。
- (5) 申立人は気仙沼市宅と登米市内宅の双方に一定程度の生活実態があったと認められるが、公選法上の住所は一箇所認定すべきである。また、申立人の家族が登米市内宅に居住し、申立人自身も次男の介護及び生活支援のため同宅に継続的に赴き、同宅で起居寢食、入浴及び洗濯をしていたと認めていることから、登米市内宅が継続的生活拠点であり、生活の本拠と認めるのが相当である。
- (6) 以上により、原決定に違法又は不当な点はない。

証 拠

1 申立人が提出した証拠書類等

- (1) 次男の障害及び介護状況を示す資料(身体障害者手帳、療育手帳)
- (2) 住民票の写し
- (3) 納税証明書写し(令和5年度、令和6年度、令和7年度)

- (4) 津谷館岡区振興会役員就任関係資料
- (5) 地域行事参加資料
- (6) 三陸新報購読資料
- (7) 公職選挙法第9条第2項の住所意義（判決要旨等）写し
- (8) 地方議会議員被選挙権の3ヶ月住所要件についての一考察（抜粋）写し
- (9) 東北電力からの「電気ご使用実績照会サービス」からまとめ資料
 - ア 2024年1月から4月までの30分毎の電気使用量資料
 - イ 2025年1月から4月までの30分毎の電気使用量資料
 - ウ 2026年1月から4月までの30分毎の電気使用量資料
 - エ 2026年5月から7月8日までの30分毎の電気使用量資料

2 市選管が提出した物件等

- (1) 気仙沼市公職選挙執行規程（謄本）
- (2) 本件選挙の選挙期日及び選挙すべき議員数の告示（謄本）
- (3) 本件選挙に係る立候補届出の告示（謄本）
- (4) 本件選挙に係る選挙録（謄本）
- (5) 本件選挙に係る当選人の告示（謄本）
- (6) 気仙沼市議会議員一般選挙に関する異議申出書（謄本）
- (7) 気仙沼市議会議員一般選挙に関する異議の申出に係るすべての委員会議案及び議事録
- (8) 気仙沼市議会議員一般選挙に関する異議の申出に係る決定書（謄本）
- (9) 気仙沼市議会議員一般選挙に関する異議の申出に係る決定の告示（謄本）
- (10) 気仙沼市議会議員一般選挙に関する異議の申出の審理に使用した資料（謄本）
 - ア 証拠申出書（異議申出人提出）
 - イ 令和8年5月8日付けで提起された同年4月26日執行の気仙沼市議会議員一般選挙における当選の効力に関する異議申出に対する意見書（当選人提出）
 - ウ 証拠物件（当選人提出）
 - (ア) 土地建物賃貸借契約書及び領収書の写し
 - (イ) 水道使用量及び水道使用料金がわかる資料の写し（気仙沼市ガス上下水道事業管理者作成）
 - (ウ) 電気使用量のお知らせ
 - (エ) L P ガスの請求書及び領収書の写し
 - (オ) 混合水栓修理代請求書及び領収書の写し
 - (カ) 1日の平均的スケジュール
 - (キ) 1時間当たりの電気使用量
 - エ 気仙沼市選挙管理委員会作成資料
 - (ア) 本件住所地位置図
 - (イ) 本件住所写真
 - (ウ) 居住実態調査（近隣住民からの聞き取り）
 - (エ) 1人当たり1日の水道使用量（出典：厚生労働省）
 - (オ) 1人世帯の月別の平均使用電力量（出典：東北電力）
 - (カ) 1世帯当たりの1年間のL P ガス使用量（出典：環境省）
 - (キ) 逐条解説公職選挙法（抜粋）
 - (ク) 気仙沼市選挙公報（抜粋）
 - (ケ) 午後7時から翌日午前7時までの1時間当たりの電気使用量（当選人からの提出資料を基に作成）

裁決に至る経緯

当委員会は、審査申立書の形式的要件を審査した結果、本件申立てが適法なものであると認め、令和8年6月26日付けでこれを受理した。その後の裁決に至るまでの経緯は以下のとおりであり、各法令の手續に基づき、慎重に審理を行った。

年月日	経 緯
令和8年6月30日	市選管に対して、準用行審法第29条第1項の規定により審査申立書副本を送付し、併せて同条第2項の規定により弁明書の提出を、同法第33条の規定により物件の提出を求めた。
令和8年7月7日	市選管から、弁明書及び物件が提出された（令和8年7月6日付け）。
令和8年7月7日	申立人に対して、準用行審法第29条第5項の規定により弁明書副本を送付し、併せて同法第30条第1項の規定により反論書を、同法第32条第1項の規定により証拠書類又は証拠物を提出することができる旨を、同法第31条第1項の規定により口頭意見陳述ができる旨を通知した。
令和8年7月21日	申立人から、反論書が提出された（令和8年7月21日付け）。また、準用行審法第31条第1項の規定による口頭意見陳述の申立て及び同法第38条第1項の規定による提出書類等の閲覧・写し等の交付申請がなされた。
令和8年7月23日	申立人に対し、提出書類等の写しの交付決定を行った。
令和8年8月5日	申立人及び市選管を招集して口頭意見陳述を実施し、申立人の意見陳述、申立人から市選管への質問及びこれに対する回答、並びに当委員会から申立人及び市選管への質問及びこれに対する回答がなされた。

争 点

公選法第9条第2項は、「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定し、同法第10条第1項第5号は、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると規定している。

したがって、争点は、申立人が引き続き3か月以上、本件期間において気仙沼市の区域内に住所を有していたか否かにある。

当委員会の判断の基礎となる資料等の概要

1 申立人の宿泊日数

原決定において、宿泊日数は以下のとおり整理されており（決定書5頁、9頁及び12頁）、この点については、本件申立てにおいて、申立人及び市選管の双方において争いが無い。また、口頭意見陳述においても、申立人が供述に間違いがない旨の証言をしている。

期間区分（日数）	申立人の供述による 宿泊日数（割合）	市選管が午後7時から翌日午前 7時までの間の電気使用量から 推察した宿泊日数（割合）
1月26日から1月31日まで（6日）	1日（16.7%）	2日（33.3%）
2月1日から2月28日まで（28日）	10日（35.7%）	9日（32.1%）
3月1日から3月31日まで（31日）	14日（45.2%）	13日（41.9%）
4月1日から4月26日まで（26日）	25日（96.2%）	24日（92.3%）
本件期間合計（91日）	50日（54.9%）	48日（52.7%）

2 申立人の気仙沼市宅における生活実態

原決定において、気仙沼市宅における主な生活実態は以下のとおり整理されており（決定書 6 頁）、この点についても、本件申立てにおいて、申立人及び市選管の双方において争いが無い。また、口頭意見陳述においても、申立人が供述に間違いが無い旨の証言をしている。

項目	内容
起床・就寝	・ 普段、起床時間は午前 6 時頃、就寝時間は午後 11 時頃。 ・ 寒い日は、寝る前や朝起きた時に石油ファンヒーターを使用。
食事	・ 基本的にコンビニやスーパー等の惣菜及び弁当を購入し、自炊は、ほぼしない。 ・ お湯を沸かすときは、電気ポットや電気ケトルを利用。 ・ 食事は、居室で食べている。
入浴	・ 風呂、台所の給湯は、石油ボイラーを使用。 ・ 浴室が古く、風呂に入らないことが多い。 ・ 2 月 10 日夕方に凍結による水道蛇口破裂を発見し、元栓で止水した。2 月 11 日頃電話で修繕を依頼。修繕に来なかったので、3 月 7 日頃再度依頼。3 月 19 日に水道蛇口が修繕し、使用可能となる。 ・ トイレを使用する時は水道管の元栓を開け、トイレのタンクに水を溜めていた。洗い物などはポリタンクに水を溜め、使用していた。 ・ シャワーが使用不可のため登米市内宅にて入浴する。
洗濯	・ 洗濯機はあるものの、登米市内宅で洗濯している。
買い物（食品、日用品関係）	・ 主に、ファミリーマート本吉バイパス店、薬王堂気仙沼本吉店、マイヤ本吉はまなす店、丸安魚店で食品、日用品関係を購入している。 ・ 車のガソリンは芳賀石油店とオカモトセルフ南気仙沼店、灯油はコメリ本吉店と芳賀石油店、LP ガスは芳賀石油店でそれぞれ購入している。 ・ 店舗で購入した際のレシートは、保管していない。
購読する新聞	・ 三陸新報を定期購読し、ペーパータイム本吉営業所により配達されている。 ・ 新聞や郵便物はほぼ毎日確認しており、それらが郵便受けに溜まることはない。
振興会加入・参加状況	・ 津谷館岡区振興会に加入後、行事はほぼ参加（祝辞等挨拶）。 ・ 令和 7 年度は総務部員として各種行事の準備を行い、令和 8 年度は体育・教育文化・青少年健全育成部部長を務めている。
その他特記事項	・ 議員活動の合間や、家に帰る前は、イチゴ農家の手伝いをしていた。 ・ 津谷館岡宅に泊まらない日は、登米市内宅、市内林の沢にある親類の居宅（アルコールを摂取したため）、福島県内の三男が住むアパート（体調不良による看病のため）に宿泊した。 ・ 暑がりなので、日中は暖房器具を使用していない。 ・ 生活排水は、下水道により処理。 ・ 車はトヨタアクア 1 台で、私的利用のほか、議員活動や政治活動等の移動手段としても利用し、帰宅後は自宅前に駐車している。

3 気仙沼市宅における水道、電気及びガスの使用状況

原決定において、気仙沼市宅における水道、電気及びガスの使用状況は以下のとおり整理されており（決定書 8 頁）、この点についても、本件申立てにおいて、申立人及び市選管の双方において争いが無い。また、それぞれの関係事業者が作成した資料に基づくものであり、客観的なデータであると推察される。

なお、同宅における電気の使用状況については、決定書、審査申立書、弁明書、反論書及び口頭意見陳述のいずれにおいても主要な論点となっており、申立人から 30 分ごとの電気使用量に係る詳細な資料（証拠 1 - (9)）が当委員会に提出されたことから、慎重に審理を進めるため、当該資料を基に、当委員会に

において補助資料（別冊）を作成した。

(1) 水道使用量

使用期間（日数）	申立人が供述した宿泊日数	使用量（m ³ ）	備考
1月6日から2月6日まで（32日）	3日以上	1	
2月6日から3月7日まで（30日）	10日	54	浴室混合水栓の破裂により漏水
3月7日から4月6日まで（31日）	19日	3	
4月6日から5月5日まで（30日）	20日以上	7	

※ 使用期間は、水道メーターの検針日によるため、重複日あり。

※ 各月の使用量の1 m³未満は、翌月使用量に合算される。

(2) 電気使用量

使用期間（日数）	使用量（kWh）
1月9日から2月5日まで（28日）	93
2月6日から3月8日まで（31日）	78
3月9日から4月8日まで（31日）	154
4月9日から5月11日まで（33日）	218

(3) ガス（L Pガス）使用量

使用月	使用量（m ³ ）
1月	0.1未満
2月	0.1
3月	0.1
4月	0.1

※ ガスはガスコンロにのみ使用可能である。（決定書 11 頁）

4 口頭意見陳述における陳述等

口頭意見陳述における申立人及び市選管の陳述等の要旨は、次のとおりである。

(1) 申立人の陳述等の要旨

ア 本件において問題となる「生活の本拠」とは何かについて、市選管は、形式上は総合判断を掲げながら、実際には電気使用量を中心として生活の本拠を判断しており、最高裁判例が求める総合判断に立ち返って判断すべきである。

イ 市選管自身も、気仙沼市宅の賃貸借契約の継続、生活に必要な家財道具、郵便物の確認、新聞購読、地域振興会役員としての活動、近隣住民による目撃等を認定しており、これらは同宅が単なる名義上の住所ではないことを示している。

ウ 議員活動、地域活動、後援会活動、地域住民からの相談対応等を気仙沼市で行っており、生活の中心は気仙沼市にあった。

エ 登米市へ赴いた理由について、住所を移したためではなく、重度障害のある次男の介護、福島県にいる三男の精神的不調への支援、市内在住の伯母の退院準備等、家族及び親族を支えるための特別な事情によるものである。

オ 現代社会では二拠点生活や介護による往来は珍しいものではなく、気仙沼市に生活の本拠を置いたまま、家族、親族及び市民を支えてきた。

カ 電気使用量について自ら検証を行い、気仙沼市宅に宿泊しても、携帯電話の充電や夜間トイレ時の電灯使用程度では、電気使用量が待機電力程度にとどまる日があることから、電気使用量だけで宿泊の有無を判断することはできず、むしろ申立人の宿泊日数に係る供述 50 日と市選管の電気使用量による宿泊日数の推定 48 日は概ね一致している。

キ 令和 8 年 1 月後半は三男の精神的不調への支援、同年 2 月は妻の新型コロナウイルスへの感染に伴う次男の介護により、気仙沼市宅での宿泊頻度が低くなった。

ク 市選管の弁明書における「他に特別な事情のない限り」という説明に着目すべきであり、申立人個人の生活実態に即して、特別な事情を踏まえた公正な判断を求める。

(2) 申立人からの質問に対する市選管の回答等の要旨

ア 1 時間当たり 0.1kWh を超える電気使用量を宿泊推定の基準としたことについては、専門家の意見に基づく科学的基準ではなく、申立人が議会出席により確実に不在であると確認できる日の電気使用量を踏まえた市選管独自の判断である。

イ 宿泊しても 0.1kWh 程度しか使用しない可能性について、実証実験は行っていないが、申立人が供述した宿泊日と市選管が電気使用量から推察した宿泊日が概ね一致しているため、実証実験は不要と判断した。

ウ 気仙沼市宅及び登米市内宅の双方に生活実態があったと判断した上で、公選法上の住所は 1 か所に限定して認定すべきであり、夜間寝泊まりの頻度、家族同居、洗濯及び入浴の場所等を重視して、登米市内宅を生活の本拠と判断した。

エ 三男支援、伯母の対応、妻の新型コロナウイルスへの感染及び次男介護等の事情も踏まえたが、引き続き 3 か月以上という住所要件の観点から、全体として生活の本拠は家族が住む登米市内宅であると判断した。

オ 最終判断においては、申立人の供述全般を前提とし、その供述を裏付けるために電気使用量、現地での生活実態等を確認したものであり、申立人の宿泊に係る供述を否定しておらず、当該供述を十分評価した上で判断した。

カ 地域活動も考慮したが、地域活動を踏まえても、家族が居住する登米市内宅を生活の本拠と判断した。

(3) 当委員会から申立人への質問に対する申立人の回答等の要旨

ア 気仙沼市宅での夜間寝泊まりや生活実態に関する供述内容に間違いはない。

イ 運転免許証、金融機関、保険、携帯電話契約及びクレジットカード等の登録住所は、いずれも気仙沼市津谷館岡の住所である。

ウ 本件期間中、選挙関係のチラシ、卒業式及び入学式に関する郵便物等が気仙沼市宅に届いていたが、登米市内宅に申立人宛ての郵便物が届くことはなく、気仙沼市へ住所を移した際及びその後の気仙沼市内での転居時に、郵便局へ転居届を提出していた。

エ 2 月の水道使用量が多かった点について、登米市内宅に行っていた間に気仙沼市宅の蛇口が破裂し、日中に気仙沼市宅へ来た際に発見したため、その間に水量が多くなったものと考えられる。

オ 蛇口の修理が 3 月になった理由は、業者に修理を依頼したものの、業者の対応が遅れたことによるものであり、修理完了までの間はマイナスドライバーで蛇口下部を操作し対応していた。

カ 2 月 16 日から 18 日まで気仙沼市宅の電気が使用できなかった理由は、納付書を入れた鞆を見失ったことにより、電気料金の支払を失念したためであるが、具体的な支障は冷凍庫の肉などが溶けて使い物にならなくなったことである。

キ 気仙沼市宅での生活パターンは、起床後に主にパンと牛乳により食事を取り、その日の予定を確認し、支援者訪問、後援会活動又は予定先への訪問を行い、概ね午後 4 時から午後 5 時、遅い場合は午後 7 時から午後 8 時頃に帰宅し、その後、就寝する。

ク 登米市内宅での生活パターンは、午前 6 時頃に起床し、次男の生活介助を行った後、午前 8 時ないし午前 9 時頃に施設への送り出しを行い、その後、気仙沼市へ向かい選挙活動やその他の予定を

行うものである。登米市に帰宅する場合は、次男が施設から帰宅する午後5時までに戻ることとしており、予定がある場合は親戚に迎えに出てもらうこともある。

ケ 30分ごとの電気使用量について、気仙沼市宅に宿泊しても携帯電話の充電や夜間トイレ時の照明使用程度では待機電力のみで推移することを確認した。

(4) 当委員会から市選管への質問に対する市選管の回答等の要旨

今回の選挙結果を覆して当選を無効とする結論に至った理由は、申立人自身に二拠点生活を行っているとの発言があり、その二拠点生活をどのように評価するかについて、判例や他自治体における居住要件の事例等を参考にしながら、登米市内宅の方に生活の本拠があると判断したものである。

当委員会の判断

1 確認事項

申立人及び市選管から当委員会に提出された各種資料や口頭意見陳述における陳述等から、以下の内容を確認した。

(1) 気仙沼市宅での生活状況等

ア 申立人が本件期間を通じて気仙沼市宅に住民登録を行っていること。また、気仙沼市宅の賃貸借契約が継続していること。

イ 気仙沼市宅に一定の家財道具や日用品が備えられ、日常生活が送れる状況にあること。

ウ 新聞を定期購読し、郵便受けを定期的に確認していること。

エ 運転免許証、金融機関、保険、携帯電話及びクレジットカード等の登録住所が気仙沼市宅であること。

オ 基本的な起床時間は午前6時、就寝時間は午後11時頃であること。

カ 自炊はほぼ行っておらず、朝などはパンと牛乳で済ませることが多いこと。

キ 入浴や洗濯等はほとんど行っておらず、主に登米市内宅で行っていること。

ク 家族は居住していないこと。

ケ 気仙沼市内において事業活動（議員活動）のほか、一定の政治活動や地域活動等を行っていること。

(2) 気仙沼市宅の生活インフラの状況

ア 本件期間を通じて、申立人の名義により電気の使用契約が行われていること。ただし、2月16日から2月19日までの間にあっては、電気料金の不払いがあり、電気が使用できない期間があったこと。

イ 気仙沼市宅における電気使用量は、東北電力株式会社が示す宮城県における一人世帯の月別の平均電気使用量と比較すると、1月から3月については、概ね下回っていること。

東北電力が示す宮城県における 一人世帯の平均的な電気使用量		気仙沼市宅における電気使用量 (決定書8頁)	
使用月	使用量 (kWh)	使用期間 (日数)	使用量 (kWh)
1月	250	1月9日から2月5日まで (28日)	93
2月	229	2月6日から3月8日まで (31日)	78
3月	204	3月9日から4月8日まで (31日)	154
4月	147	4月9日から5月11日まで (33日)	218

※ 東北電力株式会社のホームページにより、令和8年8月13日に確認したもの。

(https://www.tohoku-epco.co.jp/energy_saving_cp/2022summer/checksheets.html)

ウ 補助資料（別冊）により、本件期間における電気使用量を30分単位で詳細に確認すると、以下のとおりであること。

(ア) 本件期間前半と本件期間後半において、日中か夜間であるかを問わず、いずれの時間帯にお

いても、電気使用量及び電気の使用状況について差異が見られること。

(イ) 申立人の供述による気仙沼市宅へ宿泊した日と宿泊していない日（決定書6頁）の申立人の基本的な就寝時間帯（午後11時から翌日の午前6時）における電気の使用状況を比較すると、本件期間前半においては、期間を通じて、宿泊の有無に関わらず大きな差異が見られないが、本件期間後半においては、宿泊の有無によって差異が見られる場合があるほか、そもそも日ごとに就寝時間帯の電気の使用状況に差異が見られること。

エ 本件期間を通じて、申立人の名義により水道の契約が行われていること。ただし、2月10日頃に水道蛇口の破裂を発見するまで一定期間の漏水があり、水道使用量が増えていること。また、修繕までに1か月程度を要していること。

オ 気仙沼市宅における水道使用量は、東京都水道局が示す一人世帯の1か月当たりの平均使用水量と単純に比較すると、漏水があった2月を除いては下回っていること。ただし、厚生労働省が発行するパンフレット「いま知りたい水道（2023年3月）」によると、1人1日当たりの水道使用量として、トイレ50L、洗面その他25Lと示されていることから、炊事や洗濯、風呂等において水道を使用しない場合の1人1月当たりの水道使用量は、およそ2.25m³（(50L+25L)×30日）と見込まれることから、申立人の供述を踏まえると、一概に同宅における水道使用量が少ないとまでは言えないこと。

東京都水道局が示す 一人世帯の平均使用水量		気仙沼市宅における水道使用量 (決定書8頁)	
単位	使用量 (m ³)	使用期間 (日数)	使用量 (m ³)
1か月当たり	8.1m ³	1月6日から2月6日まで (32日)	1
		2月6日から3月7日まで (30日)	54
		3月7日から4月6日まで (31日)	3
		4月6日から5月5日まで (30日)	7

※ 東京都水道局のホームページにより、令和8年8月13日に確認したもの。

(<https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/faq/qa-14#1>)

カ 気仙沼市宅において、ガスはガスコンロにおける使用のみであり、炊事をほぼ行わない申立人の生活実態を踏まえると、一概に同宅におけるガスの使用量が少ないとまでは言えないこと。

(3) 登米市内宅での生活状況

ア 申立人の妻、長男、次男及び妻の母が居住していること。

イ 次男に重い障害があり、その介護（食事や着替え、入浴の介助及び施設への送り出し等）を行っていること。

ウ 本格的な二拠点生活は、義父が亡くなった令和6年6月以降に始まったこと。

エ 午前6時頃に起床し、登米市内宅から気仙沼市内に向かう場合は、次男の生活介助や施設への送り出し（午前8時ないし午前9時頃）を終えてから出発し、登米市内宅に戻る場合は、次男が施設から帰宅する午後5時までに戻ることとしており、予定がある場合は親戚に迎えに出てもらうこともあること。

オ 家族との生活のほか、起居寝食、入浴及び洗濯等が定期的かつ継続的に行われていること。

2 判断

(1) 公選法第9条第2項に規定する「住所」の解釈に当たっては、次のとおり法令や判決等において示されていることから、本件における住所の認定に当たっても、それらの判断基準に従い、気仙沼市宅が本件期間を通じて申立人の客観的な生活の本拠たる実体を具備していたか否かによって行うべきである。

すなわち、これは気仙沼市宅における客観的な生活の本拠たる実体を求めている以上、もちろん主

観的な意思や住民登録等の形式的な要件も考慮すべき要素ではあるが、それ以上に生活の実態、例えば、起居寢食、家族生活等、日常生活に必要な行為が、本件期間を通じて気仙沼市宅で継続的かつ中心的に行われていたかどうかを、客観的資料等に基づき適正に評価する必要があることを示している。

主要判決等	判旨及び判断基準
民法第22条	・ 各人の生活の本拠をその者の住所とする。
昭和23年最高裁 ◇	・ 選挙に関しては、 <u>住所は一人につき一箇所に限定されるものと解すべきである。</u>
昭和29年最高裁	・ およそ法令において人の住所につき法律上の効果を規定している場合、反対の解釈をなすべき特段の事由のない限り、その住所とは各人の生活の本拠を指すものと解するを相当とする。
昭和35年最高裁 ○	・ 選挙権の要件としての住所は、 <u>その人の生活にもつとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもつてその者の住所と解すべく、(所論のように、) 私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない。</u>
平成9年最高裁 ○ ◇	・ <u>住所とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である。</u> ・ 一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、<u>主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないものである。</u>
令和3年東京高裁 ◇	・ 生活の本拠とは、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心をいうから、 <u>滞在場所が昼夜で異なることが多い場合には、夜間寝泊まりをしている場所を中心として検討するのが相当である。</u>
逐条解説公職選挙法(上)(ぎょうせい) 黒瀬敏文・笠置隆範編著 ○ ◇	・ <u>起居、寢食、家族同居の事実は、いずれも住所の認定に当たって、もっとも重視すべき事項であり、他に特別の事情のない限り、現に起臥しているところに住所を認定すべきである。</u>

※ 申立人(○)及び市選管(◇)が引用している判決等を示している。

(2) これを本件について当てはめると、前記確認事項のとおり、気仙沼市宅には日常生活に一定の設備があり、また郵便物等が届いていたことなどから、同宅が申立人の社会生活上の連絡先としての機能を有しており、一定の地域的結び付きが存在したことを示しているが、そのことをもって直ちに同宅が「生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心(平成9年最高裁)」を意味するものではない。一定の場所がある者の住所であるか否かを検討するに当たり特に重要なことは、当該場所に家財道具や日用品が備わっているか、地域活動等を行っているかという点だけではなく、日常生活の主要な要素である家族生活や起居寢食、入浴、洗濯及び介護その他の生活維持行為が、継続的かつ中心的にどこで行われていたかである。

その点について、申立人自身が二拠点生活を認めているところ、登米市内宅においては日常的に家

族との生活や起居寝食、入浴、洗濯等の日常生活に必要な行為が継続的に行われていたことが異論なく確認できる。

一方で、気仙沼市宅については、その生活実態として、日常生活に必要な行為が継続的に行われていたとまでは言い難く、確かに事業活動のほか一定の政治活動や地域活動が気仙沼市内において行われていたとは認められるが、例えば、一般的な社会生活において住所地と職業上の勤務地が異なることは往々にしてあるように、同市内で一定の活動実態があることをもって、直ちに同宅が生活の本拠となるものではない。

そのことに加え、客観的な資料として、同宅における30分ごとの詳細な電気使用量や電気の使用状況、特に本件期間前半と本件期間後半との夜間の電気使用量や電気の使用状況の差異や変化等を考慮すると、同宅に宿泊した日数について、申立人が供述している50日や市選管が待機電力使用量0.1kWhを基準として機械的に推察した48日という前提自体、異なる可能性も否定できない。特に、本件期間前半については、厳寒期で気仙沼市内の最低気温がおおよそ氷点下であり、本件期間後半と比べて電気を使用することなく、同宅において生活を維持していたと合理的に認めることはできない。

また、仮に電気を十分に使用せずに生活できていたとしても、それはあくまで生活の本拠における生活の実体というよりは、一時的な滞在場所との位置づけとして評価できるものであり、そもそも電気料金の不払いにより一時的に電気が使用できなくなること自体や、その上で冷凍庫の食品が使えなくなる程度で生活面に大きな支障が出ていないこと、また、水道の故障に対し、その修繕を急ぐことなく、一時的な策により対応していたことなどは、その証左であると考えるのが相当である。

したがって、申立人の住所、すなわち生活の本拠は、気仙沼市宅ではなく登米市内宅にあったと認めるのが相当である。

- (3) これに対し、申立人は気仙沼市宅と登米市内宅を往来する二拠点生活は、主に次男の重度障害に伴う介護や生活支援等のためであり、住所移転を意味するものではないことや、本件期間中に気仙沼市宅以外で宿泊したことは「特別な事情」として考慮されるべきものである旨を主張する。また、併せて現代社会の多様な生活実態を踏まえた柔軟な住所認定が必要であるとも主張する。

しかし、これまでの判決で示されているとおり、「選挙に関しては、住所は一人につき一箇所に限定されるもの」（昭和23年最高裁）であることに加え、平成9年最高裁では、主観的な意思により住所を判断するものではなく、客観的な生活の本拠たる実体により判断することを求めているものである。そのため、少なくとも現行の法体系の枠組においては、選挙に関する住所の認定に当たっては、個々の事情等を本人の主観等を加味した上で柔軟に解釈して住所を判断するという性格のものではなく、あくまで客観的な生活実態等を捉え、どこに「その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心」（平成9年最高裁）があるのかを厳格に判断するという性格のものであると考えるのが相当である。

この点からすると、申立人が主張するような事情、特に継続的に介護等を登米市内宅で行っている状況は、客観的な生活実態として捉えれば、気仙沼市宅が生活の本拠であったと捉えるための材料にはならず、また、登米市内宅が生活の本拠ではないと否定するまでの材料ともならないものである。

したがって、申立人の主張は、登米市内宅が生活の本拠であったことを覆し、気仙沼市宅に生活の本拠があったことを示すものではない。

- (4) その他、申立人は反論書において、令和8年3月6日に気仙沼市宅に宿泊したにもかかわらず待機電力程度しか使用していないこと、また、同年7月上旬に行った実証実験において、同宅に宿泊しても携帯電話の充電や夜間トイレ時の電灯使用程度では電気使用量が大きく増加しないことを確認した旨も主張する。

しかし、この点についても、申立人は、原決定の審理において、3月6日は親戚宅に泊まったと供述しており（決定書5頁）、同日に気仙沼市宅に宿泊したかどうかは信用性に欠けること、また(2)で述べた本件期間前半の状況と実証実験を行ったとされる7月の状況では気候の条件が全く異なること、同宅に宿泊した際の行為が「携帯電話の充電や夜間トイレ時の電灯使用程度」であれば、それは

単に、一時的に滞在ないし寝泊まりしただけに過ぎず、それが生活の本拠として実体があったと認めるほどの行為であるとは考えにくいこと、これらのことから、申立人の主張は、登米市内宅が生活の本拠であったことを覆し、気仙沼市宅に生活の本拠があったことを示すものではない。

結論

以上のとおり、本件期間中における申立人の住所は気仙沼市宅ではなく、登米市内宅であったと認められ、申立人は本件期間において、引き続き3か月以上気仙沼市内に住所を有していたとは認められず、本件選挙における被選挙権を有していなかったものと認めるのが相当である。

よって、申立人の当選を無効とした原決定はその結論において正当であり、当委員会は準用行審法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和8年8月24日

宮城県選挙管理委員会

委員長	櫻	井	正	人
委員	植	木	俊	哉
委員	戸	井	秀	一
委員	佐	藤	美	砂

(教示) 公職選挙法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から30日以内に、仙台高等裁判所に訴訟を提起することができる。